

横浜市西金沢地域ケアプラザ
指定通所介護・指定第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）
重要事項説明書

1. 法人の概要

法人の名称	社会福祉法人 昂		
代表者職氏名	理事長 鈴木 修		
所在地	〒220-0004 横浜市西区北幸二丁目8番4号		
電話番号	045-326-2012	FAX番号	045-324-8218
運営する主な他の事業所サービス内容	特別養護老人ホーム すずかけの郷（特養 短期入所 通所介護） 特別養護老人ホーム ハートフルガーデン川和（特養 短期入所） 特別養護老人ホーム シーサイドかなざわ（特養 短期入所 通所介護） 特別養護老人ホーム 田原の里 上永谷デイサービスセンターすずかけの郷（通所介護 居宅介護支援） 西柴地域ケアプラザ（地域交流 包括支援 居宅介護支援） 放課後等デイサービス（弘明寺教室 金沢文庫教室 本郷台教室 戸塚教室） 障がい者グループホームアドバンス（上柏尾 汲沢 下倉田 上郷 尾月） くず葉台ケアセンター		

2. 事業所の概要

事業所名	横浜市西金沢地域ケアプラザ		
所在地	〒236-0045 横浜市金沢区釜利谷南3-22-3		
電話番号	045-788-2228	FAX番号	045-780-3080
事業者指定番号	1470800598		
指定年月日	通所介護 平成15年1月1日／介護予防通所介護 平成18年4月1日		
併設サービス	地域活動・交流, 地域包括支援センター, 居宅介護支援		
管理者氏名	所長 谷 康子		
通常の事業の実施地域	横浜市金沢区・栄区		

3. 事業所の職員体制等 （ 年 月 日 現在）

職種	業務内容	人員
管理者	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。	1名（常勤兼務1名）
生活相談員	生活相談員は、事業所に対する指定通所介護・介護予防通所介護の利用の申し込みに係る調整、通所介護・介護予防通所介護計画の作成等を行います。	名（常勤兼務 名 非常勤兼務 名）
看護職員	看護職員は、利用者の健康状態を把握するとともに、医療的な立場から機能訓練等の指導を行うほか、利用者の家族に対し、介護方法の指導等を行う。	名（常勤兼務 名/ 非常勤兼務 名）
介護職員	介護職員は、利用者の入浴、排泄、食事等の介護等を行うとともに、施設への送迎を行う。	名（常勤兼務 名/ 非常勤兼務 名）
機能訓練指導員	機能訓練指導員は、通所介護・介護予防通所介護における機能訓練プログラムを作成するとともに、他の職員に対し技術指導等を行う。	名（常勤兼務 名/ 非常勤兼務 名）

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日まで（祝日を含む） （ただし、12月29日から1月3日までは休業）
営業時間	午前9時 ～ 午後6時まで
サービス提供時間	午前9時30分 ～ 午後4時40分まで ※横浜市通所介護相当サービス 上記の時間内で提供

5. 利用者負担金 介護報酬に係る費用 【利用者負担 1 割】

①通所介護

令和6年6月1日現在

項 目	内 容		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①基本額	(7時間以上8時間未満 のサービス)		675円	798円	923円	1,051円	1,176円
			629単位	744単位	861単位	980単位	1,097単位
②加算額	入浴介助加算(Ⅰ)	43円(40単位)／日 入浴ご利用時					
	入浴介助加算(Ⅱ)	59円(55単位)／日 入浴ご利用時(対象者のみ)					
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	60円(56単位)／日 職員配置により算定					
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	24円(22単位)／日 介護職総数の内、介護福祉士の割合が70%以上					
	科学的介護推進体制加算	43円(40単位)／月					
	中重度者ケア体制加算	49円(45単位)／日 要介護度3以上の利用者が30%以上の場合 職員配置により算定					
	認知症加算	65円(60単位)／日 日常生活自立度Ⅲ以上の割合が20%以上の場合 対象のご利用者に対して職員配置により算定					
	介護職員処遇改善加算 (Ⅰロ)	所定単位数に12%を乗じた単位で算定					
利用料	①+②の総単位数×10.72(地域単価)=A A-(A×0.9)=利用者負担額						

※個別機能訓練加算Ⅰイは、訓練計画に基づき実施しますが、機能訓練指導員の配置により、算定しない場合があります。中重度者ケア体制加算も同様に看護師配置により算定しない場合があります。認知症加算も同様に職員の配置により、算定しない場合があります。

②介護予防通所介護・第1号通所事業(横浜市通所介護担当サービス)

項 目	介護度	単位	利用者負担	内容
①基本額	要支援 1	1,798単位	1,928円	送迎, 入浴を基本 単位にふくむ。
	要支援 2（週1回程度）	1,798単位	1,928円	
	要支援 2（週2回程度）	3,621単位	3,882円	
②加算額	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が70%以上		
	要支援1	95円（88単位）／月		
	要支援2	189円（176単位）／月		
	科学的介護推進体制加算	43円（40単位）／月		
	介護職員処遇改善加算 （Ⅰロ）	所定単位数に12%を乗じた単位で算定		
利用料	①＋②の総単位数×10.72（地域単価）＝A A－（A×0.9）＝利用者負担額			

利用者負担金 介護報酬に係る費用 【利用者負担2割】

①通所介護

項 目	内 容		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
①基本額	(7時間以上8時間未満のサービス)		1,349円	1,595円	1,846円	2,101円	2,352円
			629単位	744単位	861単位	980単位	1,097単位
②加算額	入浴介助加算(Ⅰ)	86円(40単位)／日 入浴ご利用時					
	入浴介助加算(Ⅱ)	118円(55単位)／日 入浴ご利用時(対象者のみ)					
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	120円(56単位)／日 職員配置により算定					
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	47円(22単位)／日 介護職総数の内、介護福祉士の割合が70%以上					
	科学的介護推進体制加算	86円(40単位)／月					
	中重度者ケア体制加算	97円(45単位)／日 要介護度3以上の利用者が30%以上の場合 職員配置により算定					
	認知症加算	129円(60単位)／日 日常生活自立度Ⅲ以上の割合が20%以上の場合 対象のご利用者に対して職員配置により算定					
	介護職員処遇改善加算 (Ⅰロ)	所定単位数に12%を乗じた単位で算定					
利用料	①+②の総単位数×10.72(地域単価)=A A-(A×0.8)=利用者負担額						

※個別機能訓練加算Ⅰイは、訓練計画に基づき実施しますが、機能訓練指導員の配置により、算定しない場合があります。中重度者ケア体制加算も同様に看護師配置により算定しない場合があります。認知症加算も同様に職員の配置により、算定しない場合があります。

②介護予防通所介護・第1号通所事業(横浜市通所介護担当サービス)

項 目	介護度	単位	利用者負担	内容
①基本額	要支援 1	1,798単位	3,855円	送迎,入浴を基本 単位にふくむ。
	要支援 2（週1回程度）	1,798単位	3,855円	
	要支援 2（週2回程度）	3,621単位	7,764円	
②加算額	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が70%以上		
	要支援1	189円（88単位）／月		
	要支援2	378円（176単位）／月		
	科学的介護推進体制加算	86円（40単位）／月		
	介護職員処遇改善加算 （Ⅰロ）	所定単位数に12%を乗じた単位で算定		
利用料	①＋②の総単位数×10.72（地域単価）＝A A－（A×0.8）＝利用者負担額			

利用者負担金 介護報酬に係る費用 【利用者負担3割】

①通所介護

項 目	内 容		要介護1	要介護 2	要介護3	要介護 4	要介護5
①基本額	(7時間以上8時間未満のサービス)		2,023円	2,393円	2,769円	3,152円	3,528円
			629単位	744単位	861単位	980単位	1,097単位
②加算額	入浴介助加算(Ⅰ)	129円(40単位)／日 入浴ご利用時					
	入浴介助加算(Ⅱ)	177円(55単位)／日 入浴ご利用時(対象者のみ)					
	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	180円(56単位)／日 職員配置により算定					
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	71円(22単位)／日 介護職総数の内、介護福祉士の割合が70%以上					
	科学的介護推進体制加算	129円(40単位)／月					
	中重度者ケア体制加算	145円(45単位)／日 要介護度3以上の利用者が30%以上の場合 職員配置により算定					
	認知症加算	193円(60単位)／日 日常生活自立度Ⅲ以上の割合が20%以上の場合 対象のご利用者に対して職員配置により算定					
	介護職員処遇改善加算(Ⅰロ)	所定単位数に12%を乗じた単位で算定					
利用料	①+②の総単位数×10.72(地域単価)=A A-(A×0.7)=利用者負担額						

※個別機能訓練加算Ⅰイは、訓練計画に基づき実施しますが、機能訓練指導員の配置により、算定しない場合があります。中重度者ケア体制加算も同様に看護師配置により算定しない場合があります。認知症加算も同様に職員の配置により、算定しない場合があります。

②介護予防通所介護・第1号通所事業(横浜市通所介護担当サービス)

項 目	介護度	単位	利用者負担	内容
①基本額	要支援 1	1,798単位	5,783円	送迎, 入浴を基本 単位にふくむ。
	要支援 2（週1回程度）	1,798単位	5,783円	
	要支援 2（週2回程度）	3,621単位	11,646円	
②加算額	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員総数のうち介護福祉士の割合が70%以上		
	要支援1	283円（88単位）／月		
	要支援2	566円（176単位）／月		
	科学的介護推進体制加算	129円（40単位）／月		
	介護職員処遇改善加算 （Ⅰロ）	所定単位数に12%を乗じた単位で算定		
利用料	①＋②の総単位数×10.72（地域単価）＝A A－（A×0.7）＝利用者負担額			

6. 通常の運営基準で定められた「その他の費用」 【利用者負担10割】

区 分	金 額	内 容
①食材料費	1日 810円(おやつ代100円)	昼食・おやつ料金

7. 一ヶ月のご利用料金 ※ご利用回数の増減により、金額が変わります。

_____回ご利用の場合	円+ (食費 _____ 回) _____ 円= _____ 円
※実施地域、実施地域以外でのご利用に関しましては交通費の徴収は致しません。	

8. 自己負担金支払いについて

口座引落し【指定口座より利用月の翌々月の1日（土日祝日の場合は翌日）引き落とします】

※上記の手続きが完了をしていない場合は現金で集金をさせていただきます。

上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。

居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割）を請求することになります。

※介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を越える場合を含む。）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。）

9. 利用定員

事業所の指定通所介護・指定第1号通所介護(横浜市通所介護担当サービス)の定員は、合計で1単位50人とする。

10. サービス利用の中止

(1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話): 045-788-2228

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、当日の朝9時までにご連絡ください。

以降のキャンセルは、お食事代を申し受けることとなりますのでご了承ください。

11. 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 通所介護サービス計画等の作成にあたっては、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては原則として依頼を受けてから2日以内に利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者、関係行政機関、地域の保健・医療機関との綿密な連携を図り、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するように十分配慮いたします。
- (3) 当施設の基本理念
私たちは、お客さまがいつまでもすやかに安心と快適な生活、および豊かな人間味あふれる生活が送れるよう地域社会の皆さんと共に築いて参ります。
- (4) 事業者は介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

ア 採用時研修	採用後6ヶ月以内
イ 定期研修	年1回

12. 事業の目的

社会福祉法人昴が開設する、横浜市西金沢地域ケアプラザが行う指定通所介護の事業の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定通所介護を提供する事を目的とする。

13. 緊急・事故時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

サービス利用中の事故にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合にはその損害を賠償します。

ただし事業者の故意又は過失によらない時は、この限りではありません。

医療機関等	医療機関・主治医等 連 絡 先
緊急連絡先① ※ご自宅以外をご記入ください	氏 名 連 絡 先
緊急連絡先② ※ご自宅以外をご記入ください	氏 名 連 絡 先
メールアドレス	@

【留意事項】

緊急時に①又は②の連絡先にご連絡が取れない場合は、事業者の判断で対応させていただきます事をご了承ください。また、緊急対応の際は救急車を要請することがあります。搬送先の病院につきましては、ご希望に添えないことがありますので、重ねてご了承ください。

14. 非常災害対策

事業者は、防火管理責任者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画および風災害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。
また、防犯への取り組みとして、防犯カメラが設置されております。

15. サービス提供に関する留意点

当施設は要介護・要支援の認定を受けた方々がご利用される介護サービスです。

(1) 貴重品類の取り扱いについて

貴重品類の持ち込みはご遠慮願います。

貴重品類を持参されて紛失や破損があった際や、利用者間で金品の貸与や受け渡しによるトラブルが発生した場合、当施設では一切責任を負いかねます。

(2) 転倒等のリスクについて

当デイサービスでは利用者の自立支援に重点を置いております。

職員は各個人の身体状況を考慮した上で介助させていただきます。

安全には十分配慮いたしておりますが、転倒のリスクが伴う事をご了承ください。

(3) 携帯電話のご利用について

携帯電話の使用につきまして、一部制限をさせていただく場合がございます。

携帯電話を使用される際は、必ず職員にお声かけください。

(4) 施設・職員への贈答品等について

法人規定に基づき、公的に定められた報酬以外は一切お受けできません。

(5) 安全カメラについて

安心して施設をご利用いただくため、施設内にカメラを設置いたしております。

映像は個人情報やプライバシーに配慮して取扱いをいたします。

16. 秘密保持について

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

また職員の退職時に於いても、この秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とします。

- (2) 事業者は、文書により利用者又はその家族の同意を得た場合には、居宅支援事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

※事業所内での生活や行事の様子を、ホームページ・SNSや広報誌等に掲載させていただきます。

17. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、通所介護従事者（介護職員、看護職員等）に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 通所介護従事者に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施します。
- (4) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

18. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症が発生又はまん延しないように次の各号掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を通所介護従事者に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 通所介護従事者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

19. 業務継続計画の策定

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護事業等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。また、通所介護従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めます。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. ハラスメント対策の強化

事業者は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼしそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象になります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止策を検討します。
- (3) 事業者は、ハラスメントについて研修を実施し、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメントの発生状況の把握に努めます。

21. 第三者評価受審状況

民間機関による第三者評価の実施状況	あり	結果公表	あり
	なし		なし

22. 相談窓口・苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

担当窓口	電話番号	045-788-2228
	FAX番号	045-780-3080
	相談員	鈴木正孝・原田真代
	対応時間	月曜日～金曜日の9:00～18:00
第三者委員	畠中 清松	電話番号 045-802-0116

(2) 公的機関においても苦情申し出等ができます。

金沢区高齢・障害支援課	所在地	横浜市金沢区泥亀2-9-1
	電話/045-788-7777	FAX/045-786-8872
	受付時間	月曜日～金曜日の8:45～17:00
磯子区高齢・障害支援課	所在地	横浜市磯子区磯子3-5-1
	電話/045-750-2417	FAX/045-750-2540
	受付時間	月曜日～金曜日の8:45～17:00
栄区高齢・障害支援課	所在地	横浜市栄区桂町303-19
	電話/045-894-8415	FAX/045-893-3083
	受付時間	月曜日～金曜日の8:45～17:00
はまふくコール	所在地	横浜市中区本町6-50-10
	電話/045-263-8084	
	受付時間	月曜日～金曜日の9:00～17:00（土日祝日は除く）
神奈川県国民健康保険団体 連合会 （国保連）	所在地	横浜市西区楠町27番地1
	電話/045-329-3447	
	受付時間	月曜日～金曜日の8:30～17:15

【説明確認欄】 サービス契約の締結にあたり、上記の通り重要事項を説明し
1部を交付いたしました。

年 月 日

（事業者）

所在地 横浜市金沢区釜利谷南3-22-3
名 称 社会福祉法人 昂
横浜市西金沢地域ケアプラザ

説明者

サービス契約の締結にあたり、上記内容の説明に同意し
1部交付を受けました。

（利用者・代理人又は立会人）

氏名